第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針

７－１.歴史的風致形成建造物の指定基準と対象要件

（１）歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

大田区は、これまでに文化財保護法並びに東京都及び大田区の文化財保護条例により、多数の建造物を保護してきた。一方で、区内には指定文化財や登録文化財に指定または登録されていないものの、歴史的な価値を有する建造物が多数存在し、歴史的風致形成の観点から、これらの建造物の適切な保全が求められている。

このため、大田区では、歴史的建造物のうち、重点区域において歴史的風致の維持向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物は、その所有者等の同意を得たうえで「歴史的風致形成建造物」として指定し保全を図ることとする。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限るものとする。

■歴史的風致形成建造物：
区市町村は、歴史まちづくり法第 12 条に基づいて、重点区域内において歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められる建造物を指定することができる。

（２）歴史的風致形成建造物の指定基準

重点区域内における国の指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

①形態、意匠及び技術において優れているもの
②歴史性、地域の固有性、希少性の観点から評価が高く、保全が必要なもの
③外観が景観上の特色を有し、重点区域における歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの

ただし、以下の条件を満たすものとする。
- **概ね築 50 年以上を経過しているもの**
- **所有者又は管理者などにより、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開などの諸活動が行われる見込みのあるもの**

（３）歴史的風致形成建造物の対象要件

以下のいずれかに該当する建造物を対象とする。

①東京都文化財保護条例に基づく東京都指定文化財
②大田区文化財保護条例に基づく大田区指定文化財
③文化財保護法第 57 条に基づく登録有形文化財、第 132 条に基づく登録記念物
④景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
⑤その他歴史的風致の維持向上に寄与するものとして、特に区長が必要と認めるもの

7－2．歴史的風致形成建造物の指定候補一覧

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は、以下のとおりである。

指定区分 凡例	関連する歴史的風致 凡例
①都指定文化財	①
②区指定文化財	②
③国登録有形文化財	③
④景観重要建造物	④
⑤その他	⑤

表 7-2-1　歴史的風致形成建造物の指定候補

No.	名称	写真	所在地	所有者（管理者）	建築年代	指定区分	関連する歴史的風致
1							
2							
3							
4							

表 7-2-1　歴史的風致形成建造物の指定候補（続き）

No.	名称	写真	所在地	所有者（管理者）	建築年代	指定区分	関連する歴史的風致
5							
6							
7							
8							